

静岡市規則第35号

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則  
(静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成15年静岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項並びに第17条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。  
(静岡市職員倫理規則の一部改正)

第2条 静岡市職員倫理規則(平成15年静岡市規則第23号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊟」及び「(氏名を自署する場合は、押印は不要であること。)」を削る。  
(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成15年静岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

「  
様式第1号中 

所属長

 を削り、同様式(注)9を削り、同(注)10を同(注)9  
」

とする。

「  
様式第2号中 

所属長

 を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)と  
」

する。

(静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 静岡市職員の育児休業等に関する規則(平成15年静岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)8を削り、同(注)9を同(注)8とする。

様式第2号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

様式第3号(注)6を削り、同(注)7を同(注)6とする。

様式第4号(注)5を削り、同(注)6を同(注)5とする。

様式第5号(注)3を削り、同(注)4を同(注)3とする。

様式第6号中

「

部分休業実績報告書

所属長確認	出勤簿整理

を「部分休業実績

」

報告書」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第4号〔注意事項〕3を削る。

様式第5号から様式第20号までの規定中「㊟」を削る。

様式第22号〔注意事項〕2を削り、同〔注意事項〕1を同〔注意事項〕とし、同様式中「㊟」を削る。

様式第23号その1(注)5を削り、同様式中「㊟」を削る。

様式第23号その2(注)5を削り、同様式中「㊟」を削る。

様式第24号(注)5を削る。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第6条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例施行規則(平成15年静岡市規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第2号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第3号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とする。

様式第2号（裏）備考5（1）を削り、同5（2）を同5（1）とし、同5（3）から同5（5）までを同5（2）から同5（4）までとする。

（静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第8条 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

管理職員特別勤務実績簿

年 月分

所 属		職員コード		管理職員特別	週休日等	円
職 名		氏 名		勤務手当額	週休日等以外	円

直接監督者印	勤務した日		業務の内容	勤務時間	左のうち 休憩時間	従事 時間数	支給割合		週休日の振替等 のできない理由
	日	週休日等・週休日等以外 (○で囲む。)					$\frac{100}{100}$	$\frac{150}{100}$	
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			
		週休日等・週休日等以外		から まで	から まで	時間 分			

備考

- 「週休日等・週休日等以外」欄には、勤務した日が週休日又は休日である場合は「週休日等」を、それらの日以外の場合は「週休日等以外」を丸で囲んでください。
- 「業務の内容」欄には、従事する業務内容を具体的に記入してください。
- 「従事時間数」欄には、分単位まで記入してください。
- 「支給割合」欄には、勤務した日が週休日等以外の日の場合又は週休日等で従事時間が6時間以下の場合は「100/100」欄に、勤務した日が週休日等で従事時間が6時間を超える場合は「150/100」欄に○を記入してください。
- 「週休日の振替等のできない理由」欄には、当該勤務について週休日の振替等のできない理由を具体的に記入してください。

(静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第9条 静岡市職員の通勤手当に関する規則(平成15年静岡市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式その1(表)中「確認印」を「確認」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とし、同(注)4を同(注)3とする。

別記様式その2(表)中「確認印」を「確認」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第10条 静岡市職員の住居手当に関する規則(平成15年静岡市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第11条 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成15年静岡市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市職員被服貸与規則の一部改正)

第12条 静岡市職員被服貸与規則(平成15年静岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記様式(注)を削る。

(静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第13条 静岡市職員退職手当支給条例施行規則(平成15年静岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号(表面)中「㊟」を削り、同様式(裏面)備考1(9)を削る。

様式第4号の2(注)1を削り、同(注)2を同(注)1とし、同(注)3を同(注)2とする。

様式第4号の3(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第4号の7(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第4号の8(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市会計規則の一部改正)

第14条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第21号の2中「㊟」を削る。

様式第39号の2及び様式第39号の3中「印」を削る。

様式第40号及び様式第44号中「㊟」を削る。

(静岡市契約規則の一部改正)

第15条 静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第40条第3項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

(静岡市建設工事執行規則の一部改正)

第16条 静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第25条第6項中「(様式第16号)」を削り、「検印」を「確認」に改める。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除(静岡市物品管理規則の一部改正)

第17条 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「、記名押印し」を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第6号中	「	整理済印	を	「	物品出納員 職・氏名	確認欄	に
	」			」			」

改め、同様式中「㊟」を削り、同様式(注)2を次のように改める。

2 確認欄は、物品を受け入れ、台帳への記入を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。

様式第7号中「㊟」を削る。

様式第15号中	「	出納命令印	を	「	(貸与する側)	物品出納員 職・氏名	に改め、同
	」			」			」

様式中「㊟」を削る。

様式第16号中「㊟」を削る。

様式第24号中	「	「	を	に						
	」	」								
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">記帳済印</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	記帳済印		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">物品出納員 職・氏名</td> <td style="text-align: center;">確認欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	物品出納員 職・氏名	確認欄				
記帳済印										
物品出納員 職・氏名	確認欄									

改め、同様式中「㊟」を削り、同様式（注）2を次のように改める。

- 2 確認欄は、占有動産を受け入れ、占有動産管理簿への登録を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。

様式第25号中	「	「	を	に						
	」	」								
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">記帳済印</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	記帳済印		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">物品出納員 職・氏名</td> <td style="text-align: center;">確認欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	物品出納員 職・氏名	確認欄				
記帳済印										
物品出納員 職・氏名	確認欄									

改め、同様式中「㊟」を削り、同様式（注）1を次のように改める。

- 1 確認欄は、占有動産を払い出し、占有動産管理簿への登録を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。

（静岡市庁舎管理規則の一部改正）

第18条 静岡市庁舎管理規則（平成15年静岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

（静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正）

第19条 静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第9号（1枚目）中「印」を削る。

様式第12号中「印」を削る。

（静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正）

第20条 静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（平成15年静岡市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「とともに、押印する」を削る。

（静岡市病院事業会計規則の一部改正）

第21条 静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

様式第32号中「㊟」を削る。

（静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部改正）

第22条 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則（平成15年静岡市規則第168号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

登録	登録番号	登録年月日	有効期間満了年月日	所属長印
新規	第 号	年 月 日	年 月 日	
更新	第 号	年 月 日	年 月 日	
	第 号	年 月 日	年 月 日	
	第 号	年 月 日	年 月 日	

を

」

「

登録	登録番号	登録年月日	有効期限満了年月日
新規	第 号	年 月 日	年 月 日
更新	第 号	年 月 日	年 月 日
	第 号	年 月 日	年 月 日
	第 号	年 月 日	年 月 日

に

」

改める。

（静岡市斎場条例施行規則の一部改正）

第23条 静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中

「

年 月 日	※	課長				起案
上記のとおり許可を申請します。 (注) 1 該当しない標題(字)は、抹消してください 2 ※印欄は、記入しないでください。						

を



3 死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以上）後24時間経過しないと火葬することができません。							
--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

上記のとおり許可を申請します。

(注)

- 1 該当しない標題（字）は、抹消してください
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以上）後24時間経過しないと火葬することができません。

改める。

様式第1号その2中

切断場所					※	課長					起案
埋火葬の場所											
申請者の住所氏名及び切断者との続柄	住										
	所	続	氏	名							
		柄									
		年	月	日							
上記のとおり許可を申請します。											
(注) ※印欄は、記入しないでください。											

切断場所				年 月 日
埋火葬の場所				上記のとおり許可を申請します。 (注) ※印欄は、記入しないでください。
申請者の住所氏名及び切断者との続柄	住 所			
	続 柄		氏 名	

改める。

様式第2号中

※使用料							円
※	課長						起案

※使用料							円
------	--	--	--	--	--	--	---

改める。

様式第5号中

年 月 日
(宛先) 静岡市長
上記のとおり申請します。

	課長					起案

」

「

<p>年 月 日</p> <p>(宛先) 静岡市長</p> <p>上記のとおり申請します。</p>
---

に

」

改める。

(静岡市霊柩自動車利用条例施行規則の一部改正)

第24条 静岡市霊柩自動車利用条例施行規則(平成15年静岡市規則第172号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

申請者の住所及び	住所					
氏 名	氏名					
上記のとおり減額します。	課長					扱者

を

」

「

申請者の住所及び	住所
氏 名	氏名

に

」

改める。

(静岡市消防表彰規則の一部改正)

第25条 静岡市消防表彰規則(平成15年静岡市規則第247号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その2及び様式第2号その3中「印」を削る。

(静岡市消防手帳規則の一部改正)

第26条 静岡市消防手帳規則(平成15年静岡市規則第251号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「受領印」を「受領」に改める。

(静岡市一般職員住宅貸与規則の一部改正)

第27条 静岡市一般職員住宅貸与規則（平成19年静岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第28条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「確認印」を「確認」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とし、同（注）4を同（注）3とし、同（注）5を同（注）4とする。

(静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第29条 静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第14号及び様式第15号中「㊟」を削る。

(静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第30条 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

(静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第31条 静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成22年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）6を削り、同（注）7を同（注）6とする。

様式第2号（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とする。

(静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第32条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）7を削り、同（注）8を同（注）7とする。

様式第2号（注）3を削り、同（注）4を同（注）3とする。

(静岡市職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第33条 静岡市職員の修学部分休業に関する規則（平成22年静岡市規則第40号）の一部を次の

ように改正する。

様式第1号(注)5を削り、同(注)6を同(注)5とする。

様式第2号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

様式第3号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正)

第34条 静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成24年静岡市規則第54号)

の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第13号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第18号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第22号及び様式第23号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

(静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第35条 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則(平成27年静岡市規則第1号)の一部

を次のように改正する。

様式第1号中

「

※ 上記の金額は、相違ないことを証明する
年 月 日
職 氏名 ⑩

を

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

」

削る。

(静岡市立こども園園則の一部改正)

第36条 静岡市立こども園園則(平成27年静岡市規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第11号(注)を削る。

様式第12号(注)を削る。

様式第13号(注)を削る。

(静岡市簡易水道事業会計規則の一部改正)

第37条 静岡市簡易水道事業会計規則(令和2年静岡市規則第54号)の一部を次のように改正

する。

様式第26号中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。